

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	G-4		所管部署	健康福祉部	障がい者支援課	障がい者支援係
施設分類	大分類	保健・福祉施設	中分類	障がい福祉施設	小分類	
施設名称	秋川健康会館					
所在地	あきる野市二宮670				敷地面積(㎡)	10,291
延床面積(㎡)	671.69		構造	RC造	建築年度	昭和56
					経過年度	44

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度					
①事業の概要	設置根拠：あきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例 設置目的：以下の業務を遂行するため (1)健康相談及び健康診査に関すること。 (2)健康増進等の講習及び研修に関すること。 (3)予防接種に関すること。 (4)その他保健衛生事業に関すること。 内 容：公共施設の活用を図るため、現在は、あきる野市障がい者基幹相談支援センター、精神障害者地域生活支援センターフィレ、あきる野市自立支援協議会、障害者虐待防止センターとして利用している。					
②事業の現状	・令和4年度から障がい者基幹相談支援センターが設置され、障害福祉サービスの相談支援の中核的な役割を担っている。1階には相談スペースがあり、2階は精神障害者地域生活支援センターフィレの作業室などとして利用している。また、当市の障害者虐待防止センター、自立支援協議会の事務局もある。 （令和元年度～令和6年度の平均利用人数） ・精神障害者地域生活支援センターフィレ 4,058人 ・あきる野市障がい者基幹相談支援センター 543人					
③将来的な事業のあり方（方向性）	・将来的にも現在と同様に障害福祉サービス全般の中核として機能していくことになる。					
④事業の課題	・施設の空調設備等の老朽化等に伴い、冷房に不具合が生じた場合、サービス提供が困難になる可能性がある。サービスの提供を継続的に実施していくに当たり、どの施設とするか（公共施設・民間施設の別を問わない）を検討する必要がある。 ・関係行政機関とのワンストップサービスの提供、機能連携の可能性を探る必要がある。 ・地域コミュニティ、障害福祉事業所等との連携強化を図る必要がある。					

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性 (令和3年6月時点)	再編等の方向性	移転・複合化・集約化、現状維持							
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和8	建替え 又は 長寿命化改修	令和28	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数	66
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市内特定集団			備考				
	需要傾向	利用需要上昇傾向							
	規模適正度	規模適正							
	建物活用	多目的利用検討可能	×			・障がいのある方にとっては、他の機能と区分されるなど、気兼ねなく利用・相談ができる環境が必要である。 ・上記が前提であるが、他の保健・福祉機能と集約化・複合化を図ることで、福祉サービス間の連携強化が期待できる。ただし、当該施設を核とすることは施設規模から困難である。 ・市有物件での運営は必須ではないが、他の用途と区分され、事業が実施できるスペースが必要である。			
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	×						
		設置目的と異なる使用状況あり	○						
		単独機能での建物利用が望ましい	△						
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	○						
		投票所機能	×						
		避難所機能	×						
	敷地所有	市有地							
	都市計画法規制	市街化区域				・第一種中高層住居専用地域に指定されており、建物の建設に一定の規制がある。			
	利用圏域	市全域							
	広域化可能性	検討不可							
機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）	×		・障害福祉サービスの国・都・市施設はない。					
	利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）	×							
	利用圏域に同種・類似施設はない	○							
⑦施策との関連性	関連施策	あきる野市障がい者福祉計画 基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進 あきる野市障がい者基幹相談支援センターによる相談体制の充実							
	説明	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者と連携し、相談支援の充実を図る。							
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】				（同時に行う対応）				
	移転・複合化、集約化				廃止				
	【再編方針】				【修繕・改修】				
	・市の保健福祉機能（障がい者支援、母子保健など）の集約化を目指すため、福祉施設（秋川健康会館）の機能を保健施設（あきる野保健相談所）に移転・複合化、集約化して同一の施設とする。				・建物の廃止まで、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、修繕等を実施する。				
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容			
	令和8年度以降	・移転・複合化、集約化の位置や方法の検討 ・順次実施			令和8年度以降 建物の廃止まで	・現時点では想定なし			
⑩計画実行に当たっての留意事項	・集約化の位置は現あきる野保健相談所敷地又は新事業用地（未定）を想定 ・現在の建物は廃止				—				
⑪計画実行後の課題	・現在の建物廃止後の跡地の取扱いを検討する必要がある。 （再編等の方向性の実現に向けた具体的手法（拠点の在り方など）を検討する必要がある。）				—				